

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

公 売 公 告 第 35 号
令和 7 年 10 月 3 日

国税徴収法第95条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

太田市長 穂 積 昌 信 印

公 売 財 産 の 種 類	動産
公 売 財 産 の 表 示	別紙のとおり
公 売 参 加 申 込 期 間	令和 7 年 10 月 3 日 (金) 午後1時 から 令和 7 年 10 月 21 日 (火) 午後11時 まで
入 札 期 間	令和 7 年 10 月 28 日 (火) 午後1時 から 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 午後11時 まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上
公 売 の 方 法	期間せり売り(売却区分ごとに売却する。)
売 却 決 定 日 時	令和 7 年 10 月 31 日 (金) 午前10時
売 却 決 定 場 所	太田市役所 総務部 収納課(紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上)
買 受 代 金 の 納 付 期 限	令和 7 年 11 月 7 日 (金) 午後2時30分まで
見 積 価 額	別紙のとおり
公 売 保 証 金	別紙のとおり
配 当 を 受 け る 権 利 の 申 し 出	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権・抵当権・先取特権・留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を太田市役所 総務部 収納課に申し出てください。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	次のいずれかに該当する方は公売への参加及び財産を買い受けることができません。 1 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方 2 太田市が定めるインターネット公売ガイドライン及びKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方 3 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していない方 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方 5 太田市暴力団排除条例第2条に規定する「暴力団」、「暴力団員」又は「暴力団員等」に該当する方 6 18歳未満の方(ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除く。) 7 日本語を完全に理解できない方(ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除く。) 8 日本国内に住所、連絡先がいない方(ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。)
そ の 他 の 事 項	1 公売財産の買受申込をしようとする方(以下「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。 2 公売保証金の納付を要する公売財産についての買受申込は、その納付後でなければできません。公売保証金の納付方法は、入札者等(入札者等が法人の場合は該当法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード及びアメリカンエクスプレスカードのマークがついているクレジットカードに限る。)による納付または銀行振込に限りします。 3 せり売りに係る買受申込は、せり売り期間中であれば何度でもできます。一度行った買受申込は、変更又は取消しができません。 4 見積価額以上の入札者等のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者に決定し、売却決定を行います。 5 最高価申込者の売却決定は、買受申込の金額により行います。 6 公売財産の引渡しは、引渡しの際の現状有姿で行います。 7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 8 権利移転に費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。 なお、公売財産の権利移転につき登記(録)を要するものについては、買受代金納付後速やかに権利移転に伴う費用(登記(録)嘱託書の郵送料)を提出してください。 9 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは公売を中止します。 10 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 11 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金の納付がある場合、公売保証金は没収となります。 12 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。 13 太田市は公売財産の財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。

別紙			
売却区分番号	太7-33	見 積 価 額	金79,000円
		公 売 保 証 金	金7,900円
財産の内容	財産の表示 財産名 ニッサン デイズ ルークス 車両番号 群馬582 あ **** 交付年月日 令和7年3月31日 初度検査年月 平成26年4月 自動車の種別 軽自動車 用途 乗用 自家用・事業用 自家用 車体の形状 箱型 車名 ニッサン 車台番号 B21A-**** 型式 DBA-B21A 乗車定員 4人 車両重量 940kg 車両総重量 1160kg 長さ 339cm 幅 147cm 高さ 177cm 前軸重 560kg 後軸重 380kg 原動機の型式 3B20 総排気量又は定格出力 0.65L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 17703 類別区分番号 0004 有効期間の満了する日 令和9年5月7日		
財産の状況等	基本情報 グレード名 ハイウェイスターX 車体の色 ブラック 走行距離 143,582km(令和7年10月3日時点) 付属品 メインスイッチのキー1本、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル券 自動車検査証記録事項、取扱説明書、モニター取扱説明書(clarion)、メンテナンスノート等 車両等の状況 ・ガソリタンク付近、前方バンパー左右、グリルにキズがあります。 その他外装に細かいキズや凹みが散見されます。 ・すべてのライト類の灯火等は確認していません。エアコンは効きます。 ・後部扉は両側パワースライドです。 ・カーナビ、バックモニター、アラウンドビューモニターが搭載されています。 ・燃料残量目盛りは1/3程度です。 ・事故歴、修復歴は不明です。 ・喫煙車で匂いが付着しています。 ・内装部によごれがあります。		
注 意 事 項	・本市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任を負いません。 ・公売財産(現状有姿)が道路運送車両の保安基準を満たしているか不明です。 ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受代金を納付した時とします。その後に発生した財産の棄損、焼失等による損害の負担は買受人が負うことになります。 ・買受代金納付時の状況(現状有姿)で引き渡します。 ・公売物件の引渡しは原則として太田市所有の倉庫(市内)で行います。公売財産の運送等は行いません。 ・買受代金納付時に物件を引き取らない場合には「保管依頼書」の提出が必要です。 ・自動車税環境性能割は、買受人自ら申告、納税してください。 ・権利移転(名義変更)手続については、買受人本人が「使用の本拠の位置」を管轄する軽自動車検査協会に車両を持ち込み行ってください。ただし、権利移転に必要な一部の書類は本市が準備します。 ・市外へ所有権移転を行う場合は、軽自動車検査協会で行う権利移転(名義変更)と併せて、税止め手続きが必要となります。 ・引渡し及び権利移転に伴う費用は全て買受人の負担となります。 ・太田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員などは、公売へ参加することができません。なお、参加者情報に基づき、暴力団関係の有無を関係機関に照会することがあります。		
問い合わせ先	太田市役所 総務部 収納課 特別滞納整理係 電話 0276-47-1935(直通)		